

令和 7 年度水質検査計画

江別市水道部

水道部では、市民のみなさんに安全でおいしい水をお使いいただくため実施する水質検査について、水道法に基づき令和7年度の計画を策定しました。

目 次

1	水質検査の基本方針	1
2	水道事業の概要	1
3	河川流域及び水道水の状況	2
4	検査地点	3
5	検査項目と検査頻度	3
6	臨時の水質検査に関する事項	5
7	水質検査の方法等	5
8	水質検査結果の公表	6
9	水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し	6
10	水質検査の精度と信頼性保証	6
11	関係機関との連携	6

1 水質検査の基本方針

(1) 検査地点

水質基準が適用される給水栓（蛇口）に加え、浄水場の原水（取水地点）、配水（浄水場の出口地点）とします。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務づけられている水質基準項目、検査を行うことが望ましいとされる水質管理目標設定項目及び本市が独自に行う項目とします。

(3) 検査頻度

水道法及び本市の過去の検査結果などに基づいて、検査頻度を決定し、検査を行います。

2 水道事業の概要

(1) 水源

ア 石狩川水系千歳川 水利権 25,700m³/日

イ 石狩東部広域水道企業団（用水供給事業 漁川浄水場・千歳川浄水場）からの受水

権利水量 20,100m³/日

(2) 給水状況

本市の給水状況は、下表のとおりとなっています。

区 分	内 容
事業体の名称	江別市水道事業
給水人口（令和5年度末）	117,900人
普及率（令和5年度末）	99.8%
計画一日最大給水量	56,000m ³
一日最大給水量（令和5年度）	33,362m ³
一日平均給水量（令和5年度）	29,299m ³
一日平均上江別浄水場給水量（令和5年度）	9,266m ³
一日平均受水量（令和5年度）	20,033m ³

(3) 浄水場施設概要

江別市では、千歳川から取水し上江別浄水場で浄水した水道水と、石狩東部広域水道企業団から受水した水道水をお使いいただいています。

上江別浄水場の施設概要は以下のとおりです。

浄水場名	上江別浄水場
水源	千歳川表流水
給水能力 m ³ /日	23,400m ³ /日
主な浄水処理方法	粉末活性炭処理 薬品沈殿 除マンガン 急速ろ過 中塩素処理 後塩素処理

(4) 石狩東部広域水道企業団から浄水を受水

石狩東部広域水道企業団から浄水を受水していますが、石狩東部広域水道企業団の水質検査計画及び施設概要等は石狩東部広域水道企業団のホームページ(<http://www.ishito.jp>)でご覧いただけます。

3 河川流域及び水道水の状況

上江別浄水場の水源は千歳川の下流にあり、流域に泥炭地帯が多く、水田のかんがい用水が流入すること及び流域市町の生活排水が流入することから、泥炭地由来の色度が高く、アンモニア態窒素や有機物、マンガンの含有量が多い水質となっています。

また極めてまれですが、塩水くさび現象（海水が河川下層を上流に向かって行く現象）で塩化物イオンの濃度が高くなったり、取水上流域における強い降雨が原因で濁度が高くなることがあります。

取水上流域では、原水の汚染要因となるものがあり、水質管理の上で注意すべき項目もあります。

これらを下記に示します。

(1) 原水の汚染要因

- ・ 千歳川流域の泥炭地帯由来の有機物
- ・ 降雨・融雪等による濁水の発生
- ・ 生活排水

- ・ 下水処理場の処理水
- (2) 水質管理の上で注意すべき項目
- ・ 濁度（原水で1,000度を超えた場合、原則取水停止）
 - ・ 色度
 - ・ 塩化物イオン
 - ・ マンガン
 - ・ アンモニア
 - ・ 一般細菌・大腸菌
 - ・ 有機物

- (3) 浄水場使用薬品の由来で注意すべき項目
- ・ 塩素酸（消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムに含有）

上江別浄水場では、高速凝集沈殿、急速ろ過に加え、粉末活性炭による高度浄水処理、除マンガン、中塩素処理を行い、水質基準を十分満足した安全で安心してご利用いただける良質な水道水をお届けしています。

4 検査地点

- (1) 給水栓水 （表－1）

上江別浄水場系2か所、石狩東部広域水道企業団漁川浄水場大麻高区系2か所（以下「漁川浄水場大麻高区系」という。）、漁川浄水場大麻低区系1か所、石狩東部広域水道企業団千歳川浄水場系1か所（以下「千歳川浄水場系」という。）の計6か所で検査を行います。

また、1日1回行う毎日検査（色及び濁り並びに消毒の残留効果）は、10か所で検査を行います。

- (2) 浄水場の原水及び配水 （表－1）

浄水処理が適正に行われていることを確認するために、上江別浄水場の原水及び配水を検査します。また、市内5か所の配水池（西野幌、大麻高区、大麻低区、豊幌、江北）及び取水ポンプ場に設置している水質自動計器で、残留塩素濃度等の水質監視及び濁度等の原水水質監視を行います。

5 検査項目と検査頻度

- (1) 水質検査項目

- ア 水質基準項目は全項目を検査します。（表－２）
- イ 色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する３項目の検査を毎日行います。
- ウ 水質管理目標設定項目については、監視が必要と判断される項目について検査します。（表－３）（表－４）
- エ 他市の状況などを参考に、上記以外で本市が独自に行う浄水処理の上で必要な項目についても検査を実施します。（表－５）

（２）検査頻度

ア 水質基準項目 （表－２）

（ア）水質基準が適用される給水栓

- （a）表－２の水質基準項目番号１，２，３８，４６～５１の項目について毎月１回検査します。
- （b）表－２の水質基準項目番号４２，４３の項目については、カビ臭の発生が予測される期間である５月から９月まで毎月１回検査します。
- （c）表－２のその他の項目は、３か月に１回検査します。

（イ）原水、配水

原水、配水の水質検査も、適切な水質管理を行う上で重要であることから次のとおり検査を行います。

- （a）原水、配水についても表－２の水質基準項目番号１，２，３８，４６～５１の項目について毎月１回検査します。
ただし、原水について４８の項目は衛生上の理由により検査を実施しません。
- （b）表－２の水質基準項目番号４２，４３の項目については、カビ臭の発生が予測される期間である５月から９月まで毎月１回検査します。
- （c）表－２のその他の項目は、３か月に１回検査します。
ただし、原水については、塩素による消毒副生成物である水質基準項目番号２１～３１の検査を実施しません。

イ 毎日検査項目

色及び濁り並びに消毒の残留効果は、毎日1回検査します。

ウ 水質管理目標設定項目 (表－3)

水質管理目標設定項目は、水質管理上留意すべきものとされているため、給水栓、配水、原水について検査します。

(ア) 回数については、原則として年2回検査します。

ただし、水質基準項目と重複している項目については、水質基準項目と同じ回数を行います。

(イ) 農薬については、流域で使用確認した農薬の成分、96項目を使用時期に合わせ検査します。(表－4)

エ 独自に検査する項目 (表－5)

独自に行う項目の検査は、水質管理の必要性に応じた回数とします。

6 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、水源や浄水過程で異常があり、水質基準に適合しないおそれがあるときに行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系伝染病が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) 水源の河川などで大量の魚の斃死が起こったとき。
- (7) その他特に必要があると認められたとき。

7 水質検査の方法等

給水栓等における水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査(残留塩素を除く。)については、全て委託して行います。定期の水質検査及び臨時の水質検査の委託先は、石狩東部広域水道企業団及び厚生労働大臣の登録を受けた者とし

ます。

本市が独自に行う検査 13 項目のうちダイオキシン類、クリプトスポリジウム、ジアルジア及び嫌気性芽胞菌は委託して行い、残る 9 項目は上江別浄水場水質試験室で行います。

検査のための試料採取は、原則職員が行いますが、項目によっては職員立会のもと受託業者が行います。また石狩東部広域水道企業団への試料運搬は、運送業者に委託し、採取後速やかに運搬します。

水質基準項目は国が定めた検査の方法「水質基準に関する法令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」、また、水質管理目標設定項目の検査方法については「水質管理目標設定項目の検査方法」により行います。それ以外の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等により行います。

委託した検査の結果は、検査後速やかに受け取り、検査結果に異常がないか確認をします。

8 水質検査結果の公表

水質検査計画及びこの計画に基づき行った水質検査の結果は、水道庁舎（営業センター）に備えてありお持ちいただけるほか、江別市のホームページ（<http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/>）などで公表します。

9 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

水質検査結果は、検査ごとの結果を基準値等と比較し、評価します。また水質検査計画については、評価結果のほか、お客様からのご意見、法令改正等を反映して、必要に応じて見直しを行います。

10 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査を委託したものについては、受託者の精度管理で精度と信頼性を確保します。上江別浄水場水質試験室で行う検査は、上水試験方法（日本水道協会）等に基づき実施し、精度と信頼性を確保します。

11 関係機関との連携

千歳川流域の千歳市、恵庭市、北広島市、江別市、長沼町、南幌町、石狩振興局、空知総合振興局で構成する千歳川水系水質保全連絡会議と連携し、水質保全に関する情報交換に努めるとともに、河川管理者（北海道開発局、札幌建設管理部）と必要に応じ連絡を取り、水道水の安全を確保します。

水質検査地点一覧表

検 査 内 容		検 査 地 点	備 考
給 水 栓 水	水質基準項目 水質管理目標設定項目 独自に検査する項目	朝日町	上江別浄水場系
		豊幌	
		角山	漁川浄水場大麻低区系
		大麻宮町	漁川浄水場大麻高区系
		東野幌町	
		西野幌	千歳川浄水場系
	毎日検査項目	見晴台	上江別浄水場系
		東光町	
		豊幌	
		野幌町	漁川浄水場大麻低区系
		野幌寿町	
		角山	
		野幌若葉町	漁川浄水場大麻高区系
		大麻元町	
		大麻ひかり町	
		西野幌	千歳川浄水場系
	浄水場の原水及び配水	ゆめみ野東町30番地先	上江別浄水場原水
		上江別東町16番地1	上江別浄水場配水

水 質 基 準 項 目 検 査 頻 度

番号	項 目	基 準 値	検 査 頻 度 (基 本)	測定地点及び年間回数			備 考
				給水栓水	原水	配水	
1	一般細菌	100個/mL以下	月1回以上	12	12	12	細 菌
2	大腸菌	検出されないこと	月1回以上	12	12	12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	年4回以上	4	4	4	無機物・重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	年4回以上	4	4	4	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	年4回以上	4	4	4	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	年4回以上	4	4	4	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	年4回以上	4	4	4	
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	年4回以上	4	4	4	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	年4回以上	4	4	4	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	年4回以上	4	4	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	年4回以上	4	4	4	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	年4回以上	4	4	4	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	年4回以上	4	4	4	一般有機物
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	年4回以上	4	4	4	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	年4回以上	4	4	4	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	年4回以上	4	4	4	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	年4回以上	4	4	4	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	年4回以上	4	4	4	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	年4回以上	4	4	4	
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	年4回以上	4	4	4	消毒副生成物
21	塩素酸	0.6mg/L以下	年4回以上	4	—	4	
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	年4回以上	4	—	4	
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	年4回以上	4	—	4	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	年4回以上	4	—	4	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	年4回以上	4	—	4	
26	臭素酸	0.01mg/L以下	年4回以上	4	—	4	
27	総トリハロメタン (注1)	0.1mg/L以下	年4回以上	4	—	4	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	年4回以上	4	—	4	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	年4回以上	4	—	4	
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	年4回以上	4	—	4	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	年4回以上	4	—	4	色
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	年4回以上	4	4	4	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	年4回以上	4	4	4	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	年4回以上	4	4	4	
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	年4回以上	4	4	4	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	年4回以上	4	4	4	味
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	年4回以上	4	4	4	色
38	塩化物イオン	200mg/L以下	月1回以上	12	12	12	味
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	年4回以上	4	4	4	
40	蒸発残留物	500mg/L以下	年4回以上	4	4	4	発泡
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	年4回以上	4	4	4	
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	期間中月1回以上	5	5	5	カビ臭
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	期間中月1回以上	5	5	5	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	年4回以上	4	4	4	発泡
45	フェノール類	0.005mg/L以下	年4回以上	4	4	4	臭気
46	有機物(TOC)	3mg/L以下	月1回以上	12	12	12	味
47	pH値	5.8以上8.6以下	月1回以上	12	12	12	基礎的性状
48	味	異常でないこと	月1回以上	12	—	12	
49	臭気	異常でないこと	月1回以上	12	12	12	
50	色度	5度以下	月1回以上	12	12	12	
51	濁度	2度以下	月1回以上	12	12	12	

(注1) 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)

(注2) 表中1の項目から31の項目までは、健康に関する項目です。32の項目から51の項目までは、水道水が有すべき性状に関する項目です。

表－3

水質管理目標設定項目検査頻度

番号	水質管理目標設定項目	目 標 値	測定地点及び年間回数			摘 要	備 考
			給水栓水	原水	配水		
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	2	2	2		無機物・重金属
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下	2	2	2		
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	2	2	2		
4	欠番						
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	2	2	2		一般有機物
6	欠番						
7	欠番						
8	トルエン	0.4mg/L以下	2	2	2		
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	2	2	2		
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	亜塩素酸は消毒剤に二酸化塩素を使用することで生成する物質です。江別市では、消毒剤に二酸化塩素を使用していないので検査を行いません。				消毒副生成物
11	欠番						
12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	二酸化塩素は消毒剤の二酸化塩素の成分です。江別市では、消毒剤に二酸化塩素を使用していないので検査を行いません。				消毒剤
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下	2	—	2		消毒副生成物
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下	2	—	2		
15	農薬類	1以下 (注1)				表－4のとおり	農薬
16	残留塩素	1mg/L以下	12	—	12	給水栓水の目標値	臭気
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10～100mg/L	4	4	4	水質基準項目と同じ	味
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	4	4	4	水質基準項目と同じ	色
19	遊離炭酸	20mg/L以下	2	2	2		味
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	2	2	2		臭気
21	メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	2	2	2		一般有機物
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	2	2	2		味
23	臭気強度 (TON)	3以下	2	2	2		臭気
24	蒸発残留物	30～200mg/L	4	4	4	水質基準項目と同じ	味
25	濁度	1度以下	12	12	12	水質基準項目と同じ	基礎的性状
26	pH値	7.5程度	12	12	12	水質基準項目と同じ	腐食
27	腐食性(ランゲリア指数)	－1程度～0	2	2	2		
28	従属栄養細菌	集落数 2,000/mL以下	2	2	2		細菌
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	2	2	2		一般有機物
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	4	4	4	水質基準項目と同じ	着色
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下	—	2	2		一般有機物

(注1) 農薬類＝(各農薬の検出濃度／各農薬の目標値)の和

水質管理目標設定項目等の農薬分析(92項目実施)

表－4

原水、配水を検査

項目数	農薬名	用途	目標値 (mg/L)
1	1,3-ジクロロプロベン(D-D)	殺虫剤	0.05
2	2,4-D(2,4-PA)	除草剤	0.02
3	EPN	殺虫剤	0.004
4	MCPA	除草剤	0.005
5	アシュラム	除草剤	0.9
6	アセフェート	殺虫剤、殺菌剤	0.006
7	アトラジン	除草剤	0.01
8	アラクロール	除草剤	0.03
9	イソキサチオン	殺虫剤	0.005
10	イソプロチオラン(IPT)	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤	0.3
11	イブフェンカルバゾン	除草剤	0
12	イミノクタジン	殺虫剤、殺菌剤	0.006
13	インダノファン	除草剤	0.009
14	エスプロカルブ	除草剤	0.03
15	エトフェンブロックス	殺虫剤、殺菌剤	0.08
16	オキサジクロメホン	除草剤	0.02
17	オキシシン銅(有機銅)	殺虫剤、殺菌剤	0.03
18	カズサホス	殺虫剤	0.0006
19	カルタップ	殺虫剤、殺菌剤、除草剤	0.08
20	カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.02
21	カルボフラン	代謝物	0.0003
22	キノクラミン(ACN)	除草剤	0.005
23	キャブタン	殺菌剤	0.3
24	クミルロン	除草剤	0.03
25	グリホサート	除草剤	2
26	グルホシネート	除草剤、植物成長調整剤	0.02
27	クロルピリホス	殺虫剤	0.003
28	クロロタニロン(TPN)	殺虫剤、殺菌剤	0.05
29	シアナジン	除草剤	0.001
30	シアノホス(CYAP)	殺虫剤	0.003
31	ジウロン(DCMU)	除草剤	0.02
32	ジクロベニル(DBN)	除草剤	0.03
33	ジクワット	除草剤	0.01
34	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤、殺菌剤	0.005
35	ジチオビル	除草剤	0.009
36	シハロホップブチル	除草剤	0.006
37	シマジン(GAT)	除草剤	0.003
38	ジメタメトリン	除草剤	0.02
39	ジメトエート	殺虫剤	0.05
40	シメトリン	除草剤	0.03
41	ダイアジノン	殺虫剤、殺菌剤	0.003
42	ダイムロン	殺虫剤、殺菌剤、除草剤	0.8
43	ダゾメット、メタム(カーバム)	殺菌剤	0.01
44	チアジニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1
45	チウラム	殺虫剤、殺菌剤	0.02
46	チオジカルブ	殺虫剤	0.08
47	チオファネートメチル	殺虫剤、殺菌剤	0.3
48	チオベンカルブ	除草剤	0.02
49	テフリルトリオン	除草剤	0.002

項目数	農薬名	用途	目標値 (mg/L)
50	トリクロビル	除草剤	0.006
51	トリシクラゾール	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤	0.1
52	トリフルラリン	除草剤	0.06
53	バラコート	除草剤	0.05
54	ピラクロニル	除草剤	0.01
55	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	0.02
56	ピリブチカルブ	除草剤	0.02
57	ピロキロン	殺虫剤、殺菌剤	0.05
58	フィブロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.0005
59	フェントロチオン(MEP)	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤	0.01
60	フェノプカルブ(BPMC)	殺虫剤、殺菌剤	0.03
61	フェリムゾン	殺虫剤、殺菌剤	0.05
62	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	0.006
63	フェントエート(PAP)	殺虫剤、殺菌剤	0.007
64	フェントラザミド	除草剤	0.01
65	フサライド	殺虫剤、殺菌剤	0.1
66	ブタクロール	除草剤	0.03
67	ブタミホス	除草剤	0.02
68	フルアジナム	殺菌剤	0.03
69	ブレチラクロール	除草剤	0.05
70	プロシミドン	殺菌剤	0.09
71	プロチオホス	殺虫剤	0.007
72	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05
73	プロビザミド	除草剤	0.05
74	プロベナゾール	殺虫剤、殺菌剤	0.03
75	プロモブチド	殺虫剤、除草剤	0.1
76	ベノミル	殺菌剤	0.02
77	ベンシクロン	殺虫剤、殺菌剤	0.1
78	ベンゾビシクロン	除草剤	0.09
79	ベンゾフェナップ	除草剤	0.05
80	ベンタゾン	除草剤	0.2
81	ベンディメタリン	除草剤、植物成長調整剤	0.3
82	ベンフラカルブ	殺虫剤、殺菌剤	0.02
83	ベンフレセート	除草剤	0.07
84	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003
85	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.7
86	メコプロップ(MCPP)	除草剤	0.05
87	メソミル	殺虫剤	0.03
88	メタラキシル	殺虫剤、殺菌剤	0.2
89	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	0.004
90	メトリブジン	除草剤	0.03
91	メブロニル	殺虫剤、殺菌剤	0.1
92	モリネート	除草剤	0.005

※ 使用時期に合わせて検査を行います。

独自に検査する項目の検査頻度

番号	項 目	測定地点及び年間回数			備 考
		給水栓水	原水	配水	
1	M・アルカリ度	12	12	12	アルカリ分
2	電気伝導率	12	12	12	イオン量の指標
3	アンモニア態窒素	—	12	—	臭気
4	DO	—	12	—	河川汚濁指標
5	紫外線吸光度 E220	12	12	12	無機物の指標
6	紫外線吸光度 E260	12	12	12	有機物の指標
7	紫外線吸光度 E390	12	12	12	色の指標
8	マンガンイオン	—	12	—	色
9	ダイオキシン類	—	—	1	化学物質
10	水温	12	12	12	基礎的性状
11	クリプトスポリジウム	—	4	—	耐塩素性病原微生物
12	ジアルジア	—	4	—	
13	嫌気性芽胞菌	—	12	—	耐塩素性病原微生物の指標

問 い 合 わ せ 先

江 別 市 水 道 部 浄 水 場
電話番号 382-2756 ファックス 380-2225